

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

---

令和7年12月25日 午後1時30分 開会

---

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	櫻井繁行
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	鈴木更司

---

欠席委員

なし

---

委員外委員

なし

---

出席説明者

市長 宮嶋謙

---

出席書記名

議会事務局長	齋藤明
議会総務課長	由波大樹
議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

## 議事日程

令和7年12月25日（木曜日）午後1時30分 開会

1. 開会
  2. 事件
    - (1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について
    - (2) その他
  3. 閉会
- 

開会 午後1時30分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 1時31分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

12月5日本会議で付託されました佐藤文雄議員に対する懲罰についてを議題といたします。

初めに、議会における懲罰とは何かについて、事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、懲罰についてご説明いたします。

懲罰とは議員が地方自治法、会議規則などに規定された規律を乱し、違反した場合に課せられるものが懲罰であり、議会の秩序維持と品位保持のために行い得る措置でございます。このたびの懲罰動議に基づき、委員会条例第7条の規定によりまして懲罰特別委員会が設置されてございまして、併せて懲罰は議員の身分に関わる重要な事項でもありますので、会議規則第161条において、必ず本委員会において審議しなければならないとされてございます。

次に、懲罰の種類でございます。別紙でも参考資料を配付してございますのでご覧ください。

○櫻井繁行委員

タブレットに出してもらってもいい。

○議会事務局長（齋藤 明君）

今出します。懲罰の種類について出ましたか、画像。

[「出ていないです」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 1時34分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時35分]

○議会事務局長（齋藤 明君）

失礼しました。

次に、懲罰の種類でございます。

地方自治法第135条に定める懲罰は次の4つでございます。1つ目、公開の議場における戒告、これにつきましては本委員会において戒告文を作成し、本会議で議長が読み上げ、二度とこのようないよう戒めるものであります。2つ目、公開の議場における陳謝、これにつきましては本委員会で作成した陳謝文を懲罰を受けた議員本人が本会議で読み上げ、遺憾の意を表明するものでございます。3つ目、一定期間の出席停止、こちらにつきましては本会議や委員会に出席しての発言や表決に加わるという議員の権利を停止させるもので、この期間についてかすみがうら市では会議規則第163条にて5日を超えることができないというふうにされております。4番目、こちら除名ですけれども、こちらにつきましては議員の身分を失わせる最も重い処分で、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要とする、特別多数議決の規定が設けられており、こちらにつきましては議長も表決権を有しております。

なお、本委員会におきましては特別多数議決がないので過半数議決ということになります。

懲罰についての説明は以上となります。

次に、本日の資料についてですけれども、先ほど申し上げました懲罰の種類及び関係法令に関わる参考資料、厚生労働省作成の職場におけるハラスメント対策パンフレットの一部抜粋資料、懲罰動議書の写し、12月3日開催的一般質問会議録、市長からの懲罰特別委員会における意見陳述の機会の付与についての写しを紙ベースにてご用意してございます。

事務局からは以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

次に、懲罰動議の提案理由については12月5日の本会議で申し上げたとおりでありますので、説明は省略いたします。

続いて、審査の対象となる部分について確認を行います。

審査の対象となるのは、令和7年12月5日に可決された議員発議第3号、佐藤文雄議員に対する懲罰動議に記載されている事項であります。具体的な箇所の確認のため、令和7年12月3日における佐藤文雄議員の一般質問の会議録をお手元にお配りしております。また本会議録は未定稿のもので、市議会ホームページで公開している当日の録画映像と併せて判断することといたします。

お手元にお配りした会議録の4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。

これから画像とこの会議録と照らし合わせて確認をしていただきたいと思いますが、4ページでいいますと黄色くマーカーされた部分、こういったところは佐藤文雄議員の発言のところであります。マーカーで書いてある赤い動議理由というのは発議第3号の動議の中の理由で、(1)から示してあります。そこに丸ポチとして一番上から5個のポチがあるんですが、そこを一番上を1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目というように部分を示す内容となっておりますので、発議書または会議録そして映像等を照らし合

わせながら、どこの部分の場所なのかというのを確認しながら確認作業をしていただきたいと思います。また会議録の順番に沿って作業を行いますので、動議理由の順番が多少違うところありますが、その辺は会議録と一緒にご確認をいただければと思います。

○櫻井繁行委員

今日はこれ第2回目の懲罰委員会になると思うんですけれども、委員長おっしゃるように今日は確認をしてもらうということですけれども、我々は会議録と映像を見て、何ていうのか表現が分からぬ、言った言わないとか、そういったところを事実確認をすればいいということなんですか。そこだけ先に明確にしてもらえると。

○久松公生委員長

動議の中の理由の部分を、この会議録と映像でさらに再確認といいますかそういうものをしていただきたいので、あくまでもこの動議の内容と会議録と本人の発言したことが一致しているかというところを確認していただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、4ページより順次始めさせていただきます。

[録画映像再生]

[「大きくならないですか、声」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 1時41分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時41分]

○佐藤文雄議員（録画映像）

市長は今陳情書として取り扱ったようですが、差出人の氏名はありましたか。

○久松公生委員長

今の部分ですが、その下に動議理由（1）1ポツ目と書いてあります。ここは発議書の1ポツ、投書の取扱いを陳情として扱ったと断定した事実誤認の発言というところに値する理由として、今確認をいただきました。このように進んでいきますので、確認よろしくお願ひをいたします。

続いて、5ページです。

○佐藤文雄議員（録画映像）

これは、主に勝共連合が問題にして陳情書などを排出しております。市長はこのことをご存じですか。

○櫻井繁行委員

これが2ポツ目の特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘に当たるかということでしょう。

○久松公生委員長

そうです。

○櫻井繁行委員

そういうふうに委員長進めてくれると分かりやすいです。

○久松公生委員長

じゃ、次の部分にいきます。

○佐藤文雄議員（録画映像）

この提出者、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会及び茨城県の会となっておりますが、この代表者を調べてみると、次を見てください、国際勝共連合茨城県本部代表者です。これは、市長もご

存じのよう统一教会であります。

○久松公生委員長

今の（1）の2ポツですね。特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘の部分です。

続きまして、6ページのほうに移ります。お願ひします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

宮嶋市長は、差出人不明の投書を匿名の課長だとして陳情として取り上げました。

○久松公生委員長

この部分は動議理由（1）の1ポツ目の部分に当たります。

次、お願ひいたします。7ページです。

○佐藤文雄議員（録画映像）

「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘禁止を求める動きは、さきに述べたように、統一教会国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものであります。今回の投書なるものもアンケート調査も、統一教会国際勝共連合の資料がたたき台となっているように見受けられます。

2022年参議院選の最中に起きた安倍晋三元首相銃殺事件をきっかけに、統一教会の犯罪性が浮き彫りになりました。社会的な批判の高まりの中で、東京地裁での解散命令の判断に続き、東京高裁での審査が大詰めを迎えております。統一教会は、行き詰まる自民党政治に正面から対決する日本共産党への打撃を狙って、反共市議の執念で、政党機関紙の勧誘の禁止、規制を画策しているのであります。市長が統一教会と同様な行いをしたことは、極めて残念でなりません。

○久松公生委員長

ここ部分です。この部分は動議書の（1）3ポツ目に値する、市長が統一教会と同様の行いをしたとの中傷的表現だと思われるところです。

次、お願ひします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

次に、なぜ今回の改正なのかということについてであります。これは、旧新治小学校の財産の貸付けに関わる特別委員会設置に関する決議、いわゆる調査特別委員会を設置するということを小座野定信議員が提案者で、賛同者は私を含む3名、矢口龍人議員、そして櫻井健一議員3名でございます。そして、最初に戻ると、私に対する投書は9月9日です。そして、櫻井健一議員に対する差出人不明の投書、これも封書も確認しております。これは9月8日であります。審査をしたのは9月2日、特別委員会です。9月3日に議案審査特別委員会で審議をしました。櫻井議員の問題は、既に農業委員会で事態解決に向けて動いている件でございましたが、9月24日の本会議で、櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に関わる調査特別委員会が賛成多数で設置され、翌日の茨城新聞で報道されたわけであります。

私についても、10月23日、NHK茨城が、市議が政党機関紙購読勧誘、規則改正で禁止にして、佐藤文雄市議、まさに名指しで報道されたわけであります。さらに、9月24日、矢口龍人議員が経営するゴルフ練習場から、ゴルフボールが当たり散歩中の男性がけがをしたというニュース、これが11月7日に茨城新聞で報道されました。私は、この私を含む3人は、今言ったように旧新治小学校財産貸付けに関わる調査特別委員会に関する議決に賛同した3人です。たまたまなのでしょうか。今回の件は、背景には旧新治小学校の貸付け問題があると私は思います。盾突くものにはバッシングをするというやり方、しかもマスコミを利用するやり方は許されません。住民が主人公の立場で、新治地区の皆さんへの説明

会を市長の責任で開催されることを要請して、この件の質問は終わります。

○久松公生委員長

今の部分は動議理由（1）の5ポツ目に値する部分、背景に特定案件（旧新治小学校貸付）を結びつける事実無根の主張というところと、動議理由（4）一般質問の制度趣旨を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し答弁を求める発言等に値する部分であります。

次に移ります。9ページに移ります。9ページと10ページは続けて行いたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

この段階では、事務局が誘導しているんじゃないかという異論が続出いたしました。そもそもスタートから、3施設、やまゆり館、大塚ふれあいセンター、下稻吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家、これに絞り、新設については論外となっていると思いますが、いかがですか。

質間に答えておりません。なぜ壮大なのか。審議もしていないのに、最初から壮大だと、なぜそういうふうに言えるんですか。ですから、事務局が誘導しているんじゃないかということなんですよ。なぜ壮大なんですか。議論しないうちに、なぜ壮大というふうに決めつけるんですか。議論してないんですよ。いかがですか。

○久松公生委員長

今のこの部分ですが、これは動議理由（3）に値する一般質問や質疑の場で、執行部職員に対する威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為であると評価し得るというところの部分であります。

次、お願いします。次は12ページに移ります。

○佐藤文雄議員（録画映像）

短くお願いします。

○久松公生委員長

今の部分ちょっと聞こえづらかったんですけども……。

[「短くお願いしますって言っている」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄議員（録音）

短くお願いします。

[「大丈夫、聞こえるよ」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

今の部分ですね。これは動議理由の（2）、（3）に値する部分です。

次、13ページに移ります。

○佐藤文雄議員（録画映像）

実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業やハッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の3割から5割部分も含めて利用者が負担しております。なぜ今国は、安全、強靭、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっています。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないでしょうか。

県は、1県1水道をうたっておりましたが、守谷市も不参加を決めました。これで、水道事業供給され

る総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないですか。  
県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

○久松公生委員長

今部分、動議理由（1）の4ポツ目に当たります、市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑となっている部分です。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

短くお願いします。

○久松公生委員長

ここも先ほどの動議理由（2）、（3）の部分です。

次に移ります。14ページですね。お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないかな。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんです。

○久松公生委員長

ここは動議理由（1）4ポツ目に値する部分です。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

長々と答弁されますが、長々だと、私が困ります。

○久松公生委員長

ここは動議理由（2）、（3）の部分になります。

以上になりますが確認部分、発議書の動議理由に対しての部分とこの会議録の部分と、そして映像の部分と一致しているといいますか、そういう部分を確認していただきました。そこで何かご不明等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この懲罰動議を提出する提出者が久松委員長ですけれども、その中で、市長から12月5日に来栖丈治議長及び佐藤文雄議員への抗議並びに議会運営の適正化に関する申入れというのが来ていますよね。ご存じですか。

○久松公生委員長

はい、提出されております。

○矢口龍人委員

この内容を見ますと、久松議員の懲罰動議の提案理由とほぼ同じになっています。この内容は、先ほど言いましたけれども、来栖議長及び佐藤議員に対する議会運営の適正化に関する申入れなんですけれども、私は議会中のこの懲罰動議の後で、議長に申入れしました。それは何かというと、この問題は議長が整理権もあるし裁量権もある立場での申入れなので、議会として議会開会中の中できちっとこの申入れに対して意見を述べてくださいということを、私は提言、提案しました。ところが、最終日にもこの件に関して全く行動を起こしていなかった。そういうことなので、まず最初に議長にこの申入れに対する見解をこの特別委員会で述べていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

今の矢口委員のことですけれども、今おっしゃられた市長が申入れたという部分と、この議会、発議

の可決された懲罰特別委員会の内容はちょっとまた別の中の話だし、この発議に対してはその部分は入っていませんので、そこはちょっと違うのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員

これ宮嶋市長の申入れの内容と久松公生議員が提出した内容がほぼ同じ内容なので、これは議会運営の中での内容なので、議長が議会運営のトップとして、これに対してきちんと意見を述べるべきなんですよ。だってそうじゃありませんか。なぜかというと、一般質問の内容を見ても、いいとか悪いとか、それは不穏な発言ですよという止める権限を持っているんですよ。それをやらないということは、別に大した問題はないという、私は思いたと思うんだよね。それをこんなに細かく遡って、前の話が疑念があるとか何とかという話をするならば、まず議長にこの見解をきちんとさせてからじゃないと、これ審議できないんじゃないですか。だって我々議員はこのやり取りの内容をいいとか悪いとかって判断できますか。

○久松公生委員長

矢口委員のお話ですが、今の会議録そして映像等を見て、いいか悪いか判断できますとかいう判断ですが、要は不適切な発言とか、その場で感じてそういうふうには考えられないということなんでしょうか。

○矢口龍人委員

私が言いたいのは、議長が判断すべきことでしょう。議長が判断して、その議長の意見を伺つてからここで審査したほうがいいんじゃないですかということですよ。だってそうじゃないですか。議長だって整理権を持っているわけだから、議長が議場にいてここで采配を振るっているわけだから、それに対してこういう申入れが議長に来たら、議長はこれに対して答えなきやならないわけですよ。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時04分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時13分]

ほかにご発言等ございませんか。

○櫻井健一委員

今一般質問の内容を見させていただきまして、佐藤議員の一般質問って僕より長くやられて20年こういうスタイルでやってきてていると思うんですね。こういう表現の仕方ですか発言の仕方とか、職員に対する対応というのも、今までずっとこうあったと思うんですけれども、今回の質問に対して、この発議がかかたって言ったところの根拠をちょっと教えていただきたいんですけども、よろしいですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時13分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時14分]

今の櫻井健一委員の質問ですけれども、根拠ですけれども、佐藤文雄議員は本当に20年議員やられていまして、一般質問等も私も何遍も聞いております。ただ度々こういった発言等をいろいろとしてきて、自分の中では不適切かなと思いながらも聞いていた部分もあります。しかしながら、今回はいろんな面で話が通告じゃない内容にずれていってしまって、丸ポツで示したようなことも重なって多かったのかなというふうに思いますので、根拠というよりも今回の3日においてはこれに値するということで発議

をしました。よろしいでしょうか。

○櫻井健一委員

発議の内容、通告の内容と異なった発言があったということなんですかけれども、執行部との打合せですとか通告内容というのは、久松委員長は事前に知っていたということなんですか。

○久松公生委員長

通告内容は、皆さんが知っているように通告書で示されただけです。

○櫻井健一委員

どういうものをしゃべっていくかといったところが、通告にあったなかたって言ったところの中を調べて、この発議を出す前にそれを調べたということなのかというのを、ちょっと教えていただきたいんです。発議を出されましたよね、12月5日に。それとその通告内容って、僕たちが一般質問誰が何をしますよというものがありますよね。それだけしか僕たちは内容がないんですけども、それに関連していないというような判断をされて発議を出されたと思うんですけども、その判断したって言ったところの基準というか、こういうところが当たりますというのを書いてありますけれども、それをどうやって調べたのかというのを聞きたいということです。

○久松公生委員長

調べたわけでは。一般質問を私も聞いていましたので、その中でメモをしていただけです。

○櫻井健一委員

ありがとうございます。そうしたら、この内容の中に移りますけれども、発言が長いですとか短くお願いしますとか、そういったところで執行部に対して長々と答弁されると私が困ります、14ページの動議理由2、3とかいうことがありますけれども、これ国会答弁なんか見ても重複していたりですか、執行部、持ち時間がある中で長くしゃべられてしまうと自分がしゃべれないでこういうことを促している場面が結構見受けられるんですけども、そのときにこういった懲罰委員会にかけられるってこれだけのケースではなかなか少ないとと思うんだよね。ここに関して提案理由2とか3って出していただきましたけれども、実際今までこういうこと言っていたと思うんですよ。ほかの議員も言って、もうちょっと早くとかというふうに思った場合の言い方が駄目だったのかタイミングが駄目だったのか、何がこれに当たったのかというのを教えてもらえますか。

○久松公生委員長

今の質問ですけれども、何が駄目だったとかじゃなくて、一般質問というのは本会議において議員と執行部の質問のシンプルなものなんですけれども、質問者が質問して答弁を答えている、その途中でそういう発言、短くしろとか短くお願いしますとかというのは、適切なんでしょうか。お返しするよう申し訳ないんですけども、そうだと思う。私は適切ではないと思いましたので、こういうふうに発言の中に入れさせていただきました。

○櫻井健一委員

一般質問の中で持ち時間をフルに使われるような議員さんって、佐藤さんそうだと思うんですけども、その持ち時間がなくなる中で重複する質問ですとか自分の質問に的確に答えていない、それとも時間稼ぎだなというふうに受けるような答弁を続けられていたというふうに佐藤議員が感じたので、そういうふうに言ったんじゃないかなって、僕は見ていて思っていたんですけども、それを感じたときに、その時間はずっと待たなくちゃいけないんでしょうか。時間の無駄になっちゃうからそこを割愛してほしいというような意味合いでこういう表現が出たとした場合に、その表現の仕方が悪かったから今回懲罰なのか。そのところをちょっと教えていただきたいんですけども。

[「表現の仕方なんじやないか」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

となると、その表現の仕方で受け側、受け側のほうの気持ちでそういうすごくふわっとしたというか根拠のない理由になっちゃうんじゃないですかというふうに思っちゃうんです、この提出の理由が。感覚ですとか表現の受け取り方とか、表現の仕方に対してそう感じたという感じ方じゃないですか。これで懲罰にしちゃっていいんですか。

○久松公生委員長

先ほども申しましたように、質問者が質問して答弁者が答弁しています。その中で、答弁している中で短くお願いしますという。質問を投げているのに答弁しています、その答弁を途中で聞かずに、それは適切ではないと思います。不適切発言。その形が短くお願いしますというふうに出ていたのかと。

○櫻井繁行委員

今日はこの12月3日の会議録の確認ということなので、基本的にはこの表現はしているというような懲罰委員会の僕は感覚を持っているんですけども、櫻井健一委員おっしゃるように、受け手側の取り方ってあると思うんですよね。今回の佐藤文雄議員の発言は確認はできましたけれども、これが本当にこの恫喝的とか高圧的な態度になるのか、もっとこれ、たしか稻生部長に対して端的に短く、長いとかって表現があの12月3日あったような気がしたんだけれども、それはちょっと映像で確認できなかつたところもあって、固有名詞云々どうかも分かりませんけれども、12月3日で答弁をされていた、対象となる部長さんが、もしこの懲罰委員会に、今日の話なので今日の今日は無理かもしれないけれども、次回の委員会のときに、ぜひ受け手側の部長さんの話を聞くような場をつくってもらえるといいのかなと。やっぱり捉え方もあると思うし、あとはもうもちろん僕も一般質問をしている中で、時間がなければ部長、要点絞って簡潔に答弁願いたいと思いますとか、やっぱりの表現の仕方だと思うんだよね。言い方もあると思うんですよ。やっぱり長い、短い、答弁短くしろというのは、やっぱりこれ恫喝的な発言に僕はなると思うので、やはりそういうところも含めて、今までこうやってやってきたからこれでいいだろうということを、やっぱり時代は急激にスピードをもって変化していく時代ですから、やはり秩序というか一定の姿勢をもって一般質問をしながら、もちろん議員としての表現の自由を担保されるべきだと思いますから、そういうところも含めて、ぜひ次回は部長さんというかぜひ来ていただいて、どのような印象を取っているのかとか、どのような感じになったのかということをお聞きすると、またこの懲罰委員会が1つ膨らみのあるものになるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時23分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

今の櫻井繁行委員の発言ですが、それに関連したことをこの後ちょっと述べさせていただきますので、そのときに発言をさせていただきます。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

受け取り側と言う側、配信する側ということの話ですけれども、20年間議員やっていて担当部長が部長になる前からのお付き合いがあって、その2人の信頼関係といったところがあるので、この人の性質が分かっているからそこまで感じてなかったというようなことは、おのにおに感じることであると思うんですね。そこを調べて、すごく嫌な思いしたんだったということの前に、この懲罰委員会の申出があ

ったんじやないかというのを教えていただきたいということなんですよ。そういう部長に、言われている人に、これこういうふうに私は感じたんだけれどもどうなんだという確認は、発案者としてされたんですか、発議者として。

○久松公生委員長

関係部署とはそういうふうには確認はしていません。

○矢口龍人委員

先ほどいろいろ聞いたら、横田部長もその1人なのかなというふうに見ましたけれども、部長さんたちが今委員長がパワハラあったかどうかの確認していないって言うんだけれども、でもパワハラでこれ告発したんだから、だからきっと理論武装してもらわないと、疑いとか重いとか誤解する。発議したわけだから。だから、自分の感覚で思だけで、やっぱり人を今から審査するわけだから。そういう中で、やっぱりきっと根拠を、エビデンスを整えてやってもらいたかったなと思うんだけれども、その辺のところはどうなんですか。

○久松公生委員長

今の矢口委員の質問ですが、パワーハラスマントしたじゃなくて、ここにも書いてありますが、パワーハラスマントに類するといいますか、見受けられる、そういうのも考えられる行為の一つとして発言に入っています。

○矢口龍人委員

その類するというのはどういう状態のとき言われるのか、非常に曖昧な部分かなと思うんですよ。類するというのはね。ここです、この部分ですってはっきりとやっぱり言っていただかないと、いやここで審査するにしても、類するなんていう言葉並べられちゃうと、どこの内容のどれですってはっきりと言っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

その件につきましては今確認していただいたと思うんですが、関連するようなことがありますので、先ほど言った動議理由の（3）とか（2）とかというふうに値しちゃうんですが、その部分を今確認してもらったので、そこの部分です。根拠と言われましても、この部分を今確認してもらったので、その部分に当たります。

○矢口龍人委員

威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為である……常習的に行われているというのもさ。

[「過去だもんね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

うん。過去で何か相当たくさんあったような捉え方なんだけれどもさ。だから、今回のこの部分だけじゃなくなっちゃうわけだよな。この間の議会だけのことじゃなくなっちゃうから、非常にもっともつこう大きくなっちゃうようになるんで、言葉一つ一つを並べるのも大事なことなんだよね。人を裁くということだから、もう少し根拠を持ってやっぱりちゃんと話していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

ただいまの意見ですが、ここには常習的にというふうに書かれていますが、これは皆さんはどう感じているか分かりませんが、佐藤議員の一般質問は、ちょっと先ほど櫻井健一さんからもあったように、こういう言葉遣いを使いながらの一般質問だったと思うんですね。その中で、やっぱり今まで自分の

にはもっと強い発言とかそういうのをやっぱり振り返ってきたというのもありましたので、そこにこの常習的に行われているというのはそこに含まれている部分もあったので、こういうふうに今後に関してはここに書かせていただきました。

○矢口龍人委員

だからさっきも言ったように人を裁くんだから、常習的にとかそういうふうな曖昧な表現では、ちょっとまずいと思うんだよね。きっとこここの部分でこうですよ、だからこれパワハラなんですよというふうに言っていただかないといふうな行動を取ってきたとか何とかって言われたって、そうですか、私はそんなふうに感じませんでしたけれどもね、というふうな答えしか出ないんですよね。結局それには今言ったけれども議長がいて、議長が裁量権でもってやっているんだから、おかしいと思えば議長が止めて、訂正させていただければいいわけで、それをおののの議員が判断して懲罰だけに提案するというのは、非常に何かこう怖いなというふうに思いますよね。

○櫻井繁行委員

(3) のところ、ちょっと僕も気になっていて、威圧的な言動が常習的に行われということを考えると、委員の皆様が言っているように12月3日の定例会中の一般質問だけの発言ではないような気がしているんですね。これも次回以降のことだと思うんですが、より実り多い委員会にするために、今アーカイブ残っているじゃないですか。過去の一般質問とか見れますよね、会議録と。その辺で少し委員長のほうで調整をいただいて、常習的と思われるような部分というか、そこを切り抜いて少しピックアップしていただけだと、より判断ができるのかなと。この発議書に沿っていくのであればですよ。そういうたところも含めて、できれば横田部長と稻生部長に来ていただいて、おののの気持ちというかをお話しくださいところと、過去の会議録、映像等で、こういった高圧的というか恫喝的に思われるような不適切、また不穏な発言と思われる箇所ですよね。そういうたところをピックアップをしていただけて、懲罰委員会委員として肃々と判断をしていけばいいというふうに思います。

いろんな意見あると思いますけれども、今まで議長としての裁量で一般質問ってコントロールをされていて、どういうふうに制していくかというところはなかなか難しかったところもあると思うので、これを機に、もう少し時代背景にあったような発言にも気をつけながら実り多い、執行部とも信頼関係を保てるような一般質問をやっていければ一番いいと思うので、せっかくこういった形で懲罰委員会を設置したわけですから、その辺も見据えて結果が出るような委員会になればいいと思いますので、そこは少し委員長にお任せする形になると思いますけれども、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時33分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

今櫻井繁行議員のほうからお話がありました、この常習的という部分に関しては、過去にもそういうのがあったんじゃないかなということで、次回そういった部分を同じような形で確認といいますか、そういったことを判断の一つとして出させていただきたいと思います。また部長さん等の呼出しといいますか、それも併せて次回に間に合うように進めていきたいと思います。それは委員長としてそこはやらせていただきたいと思います。

○矢口龍人委員

今2人名前が出ましたけれども、そのほかの部長さんでも該当する方がおいでになつたら、ぜひ。局長も大丈夫ですからね、出ていただいて。ぜひ参考人招致として取扱いいただきたいと思います。

○岡崎 勉委員

処分をするんですから、これ意味合いとかモラルとかそういうことじゃなくて、具体的に答えられるようにしていただきたい。自分で考えたことを具体的に。でないとこれ処分するんですから、十分検討していないと我々も影響しますから。よろしくお願ひします。

○久松公生委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

これ委員会の中で、今ハラスメントハラスメントというハラスメントもあるんですよ。感情的によく思わない人間が指導しているとか発言していることも、それはハラスメントだというように第三者が言うことに対して、そういう感情があればハラスメントハラスメントに値しちゃうので、そういうふうにならないような委員会にしていただきたいと思いますので、そこは気をつけていただきたいと思うのでお願ひします。

○久松公生委員長

櫻井健一委員の意見ですが、そこは承知の上、進めていきたいと思います。

ほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ないようですので、以上で審査の対象となる部分の確認を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

ここで委員各位に申し上げます。

本日市長より佐藤文雄議員に対する懲罰に係ることについて、意見陳述したい旨の申出がありました。この申出については、別紙懲罰特別委員会における意見陳述の機会の付与についてのとおりであります。お配りした資料の中にあると思います。

お諮りいたします。

市長の申出を許可し、直ちに入室を認め、意見陳述を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、市長の入室を許可いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時38分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

それでは、意見を求めます。

○市長（宮嶋 謙君）

このたびは陳述の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、意見を述べさせていただきます。

まず、今回の問題が発生したその背景についてご説明いたします。

これまで議員の皆様が度々現場で目撃してこられたとおり、佐藤文雄議員はこれまで議場や議案審査、その他職員に対して質問し答弁を求める場面において、数え切れないほどのパワハラ的発言を繰り返してきました。また議会はそれを制止せず、黙認をしてきました。これらの行為によって職員がどれほど心理的に傷ついてきたか分かりません。誤解がないように、正確に伝わるようにと誠意を持って答弁しているさなかに、質問に答えていない、長いんだよ、短く、端的になどと叱責され、ある者は萎縮し、ある者はおびえ、多くの職員が傷つきました。こうした行状が放置される中、一方で佐藤議員は職員の執務エリアに無断で入り込み、管理職職員に赤旗の購読を勧誘してきたわけです。前述のような議会での佐藤議員の振る舞いに恐怖心を抱いていた職員が、断ったら後で大変な目に遭うと考えたとしても不思議ではありません。それを案じて職員にアンケートをしたわけですが、案の定、半数を超える職員が心理的圧を感じ、不本意ながら購読を了承せざるを得なかった職員が多数いたことが明らかとなりました。これら職員の心情を思うとき、私は庁舎管理の責任者として管理規定の不備を恥じるとともに、佐藤議員による長年にわたるパワハラ的行為について許し難い行為として認識し、このようなことが議員によって二度と行われることのないように、庁舎管理規程を速やかに改定をしたわけでございます。

この改定によって職員が安心して業務に専念できる環境が整ったと思っていた矢先、12月3日、佐藤議員の看過できない発言があったわけです。佐藤議員は市の事務について質問する大切な時間を使って、根拠のない言いがかり的な発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけ、反論の機会も与えずに質問もせずに言い捨てて、この問題を一方的に打ち切りました。一連の流れに沿って考えたとき、佐藤議員は自らのパワハラ的行為によって職員に心理的圧力を加え、もって赤旗の購読をなさしめておきながら、それに対する反省も謝罪もないまま、いやむしろ自らの行為を正当化し、庁舎内での販売が禁止されたことへの腹いせに、市の名誉を著しく傷つける身勝手なパフォーマンスを行ったと断じざるを得ません。またその内容に至っては、安倍晋三元総理の襲撃事件にまで至った、解散命令を出された宗教法人を引き合いに出し、あたかも市長の私がその宗教法人と関連があるような根拠のない言いがかり的発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけました。自らのパワハラ的行為を正当化するために、犯罪集団の疑いがある宗教法人と市が結託しているようなイメージを市民に植え付けようとするとは、言語道断。悪質きわまりない行為であり、このようなことが厳正なる議場において行われたことは、かすみがうら市議会及びかすみがうら市民を冒涜する歴史上ない忌むべき事態であります。加えて申し上げれば、そもそも一般質問には法的根拠はなく、かすみがうら市議会規則において、議員は市の事務に対して質問できると規定しているだけであり、執行部に答弁の義務はありません。ではなぜ一般質問は成立しているのか。それは議会と執行部との信頼関係が保たれているからにほかなりません。一般質問は市民の代表たる議員が市の事務に対して質問し、その意図や方法、成果などをただすことによって政策の精度が高まる機会となること、また議員による前向きな提言によって、行政運営のさらなる向上の機会となることなどのすばらしい効果が期待されることから、私どもも誠意を持って対応してまいりました。今回の佐藤議員の行動は、議会と執行部にとって最も大切で、その根幹を支える信頼関係を崩す暴挙であります。

さらに申し上げれば、議員による質問と執行部による答弁は、議会と執行部との対等のコミュニケーションであり、その関係性に上下はないはずです。一般質問について申し上げれば、認められた質問時間は議員が勝手に振る舞うことを許されているわけではもちろんなく、ましてや自らの希望どおりの答弁を強要したり、強引に黙らせることが許されてよいわけはありません。質問時間は私の時間だ、質問時間内は執行部は私の言うとおりにやれなどの勘違いによる度を越した行動が平然と行われてきたかすみがうら市の議会は、異常な状況にあると思います。このような振る舞いが許され続けるとしたら、議

会と市の信頼関係は失われたということになり、一般質問も成立しないという最悪の事態に陥ることを意味します。

以上申し上げましたとおり、今回の佐藤議員の暴言並びにこれまで続けられたパワハラ的行為に対し、議会がどのような良識を発揮するか、今かすみがうら市は市の将来にとってこの上なく重要な局面に立たされております。市としましては、決して二度とこうした暴挙が行われることのないよう、厳正なる対応を強く求めます。

以上です。

○久松公生委員長

以上で意見陳述が終わりました。

ただいまの意見につきまして……

[「もう出て行ってもらえばいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ここで市長は退席となります。

暫時休憩します。 [午後 2時47分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

次に、今後の審査の進め方について協議したいと思います。

ここで委員各位に申し上げます。

審査対象議員は懲罰動議の内容について自己の立場から釈明と反論を行いたい場合、委員会で一身上の弁明の申出ができます。申出があった場合、委員会において弁明の許可を図ることとなります。

お諮りをいたします。

佐藤文雄議員の弁明については、本日の委員会散会後、その意向確認を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

佐藤文雄議員への意向確認の結果は次回委員会にてご報告することとし、弁明の申出があった場合は続けて許可を図ることといたします。

今後の審査の進め方ですけれども、委員長として皆さんにご報告と確認をさせていただきます。

次回の進め方ですが、先ほど櫻井繁行委員からお話もありましたように、関係職員からの聞き取りをすべきというご意見等がございました。参考人からの聴取については、参考人に委員会への出席を求める場合は、委員会条例第29条の規定により、参考人にその日時、場所、意見を聞こうとする案件、その他必要事項を通知する必要があります。それに対して進めていきたいと思います。そしてまた関係職員の聞き取りにつきましては、先ほど委員からもご意見等ありましたが、関係職員を参考人として次回委員会に出席を求めることがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

そしてまたもう一つ、先ほども意見がありました提案理由の（3）の威圧的な言動が常習的に行われたなどということもありましたが、それに対する確認するような一般質問の質疑の場とか、そういうものもまた皆さんに確認いただけるように用意させていただきます。そういうふうにして進めたいと思

います。そのようにさせていただきますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なお審議の参考資料として、他自治体の懲罰事例を事務局で収集しております。資料が完成次第、ガルーン等で各委員会にお送りしますので、あらかじめお知らせします。

また懲罰の是非等については、本日お配りしたハラスマント関係資料を次回委員会までにさらにご確認いただければと思います。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしましたが、そのほか委員の皆様から何かございますか。

○井出有史副委員長

先ほど市長の陳述の中で半数の方からハラスマントを受けたというアンケート調査結果の話なんですけれども、これって審議材料としては提出してもらえるようにお願いすることはできないですか。どういう調査をされたのかとか、調査結果をもし提出できるのであれば、判断材料にはなるのかなと思います。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時52分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時52分]

今の井出副委員長の件につきましては用意させていただきます。

○井出有史副委員長

次回関係部長さんをこちらへ参考人招致ということで進めると思うんですけれども、そこでハラスマントがあったかなかったかとこちらで意見を聞く際に当たって、ちょっとそういうものをありましたとか発言をするのってすごく勇気が要るような内容にもなると思うので、そういった場合に、傍聴人の方に、今日は見えられていますけれども、控えてもらったほうがいいんじゃないかと私個人的には思うんですけれども、委員の皆さんのお意見を聞きたいんですけども。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

今の副委員長の意見ですが意見として承りますので、そこは調整させていただきます。

ほかに何かございますか。

○櫻井健一委員

今ちょっと市長が来いろいろ言つていただいた中で、ちょっと気になるようなワードも出てきたんですけれども、これは意見聞くだけで、それだけで終わっちゃうんですか。

○久松公生委員長

今の櫻井健一委員ですけれども、市長がそういう申出がありましたので許可して意見陳述を受けることとしましたので、それまでです。

○櫻井健一委員

今許可してということが出ました。今部長の許可ですか参考人の許可ですかというような機会、その機会を設けて許可を出すというふうに感じたんですけれども、市長は、許可とか出したのは、もう一任で出されたということなんですか。

○久松公生委員長

今日の委員会に対して申出がありまして、委員会で諮らせてもらって、異議がなかつたので申し出てもらいました。

○櫻井健一委員

異議が出る、意見聞く前にこの紙は出ていましたよね。この紙はもう配られていたんすけれども、それであつたらちょっと順番逆なんじやないかと思うんですけども、そこはどうですか。

○久松公生委員長

これは今日の委員会に対しての申出ですので、資料としても出させていただきましたし、順番的にも確認した次にありましたので、それは逆とか間違いとかというのではありません。

○櫻井健一委員

受付は12月22日になっておりますが、そういう市長のお話を聞くよってオーケーが出る前に、もうこの中に言いたいこと書いてありますよね。意図がこっちに伝わっちゃっているって言ったところが、委員会からオーケーが出る前に意思の疎通、意思を伝えられちゃっていたというところに対してはどうなんでしょうか。

○久松公生委員長

申出があつたのがその後かと思います。この委員会で意見陳述について説明したいという申出は、議長ですか、その手紙の後かと思います。

暫時休憩します。 [午後 2時5分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時5分]

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては日程調整後、各委員に追って連絡いたしますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時5分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松公生